

○松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程

平成10年3月31日

上下水道局管理規程第27号

（目的）

第1条 この規程は、松本市下水道条例（平成10年条例第20号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、松本市下水道排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- （2）下水道排水設備指定工事店 条例第13条第1項の規定により、排水設備工事の施工ができる者として水道事業並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業の管理者（以下「管理者」という。）が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- （3）下水道排水設備工事責任技術者 公益財団法人長野県上下水道公社（以下「公社」という。）の理事長が発行する下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた者（以下「責任技術者」という。）をいう。

（指定工事店の指定要件）

第3条 指定工事店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とする。ただし、経営内容その他について指定工事店として不適当であると管理者が認めたときは、この限りでない。

- （1）責任技術者を1名以上選任していること。
- （2）工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- （3）長野県内に営業所があること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める要件に適合していること。

（指定の欠格事項）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定工事店の指定を受けることができない。

- （1）工事業者（法人にあってはその代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。
- （2）工事業者（法人にあってはその代表者）が公社の理事長から責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していないとき。
- （3）指定工事店が第13条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していないとき。
- （4）工事業者がその業務に関し、不正な行為又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- （5）工事業者（法人にあってはその代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事

の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。

(6) 法人にあってその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がいるとき。

- 2 前項第3号の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第5条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、松本市下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)に必要書類を添付し、手数料を添えて管理者に提出しなければならない。

(指定工事店の指定)

第6条 前条の規定により指定工事店の指定の申請があったときは、管理者は、松本市下水道排水設備指定工事店等審査委員会(以下「審査会」という。)に諮り、第3条に定める指定要件に適合していると認めたときは、指定工事店として指定する。

- 2 審査会の所掌事項、組織等については、管理者が別に定める。

(指定工事店証)

第7条 管理者は、指定工事店を指定したときは、松本市下水道排水設備指定工事店証(様式第2号。以下「工事店証」という。)を交付するものとする。

- 2 指定工事店は、工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに松本市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第3号)を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第13条の規定により指定を取り消されたときは、直ちに管理者に工事店証を返納しなければならない。また、第13条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時、指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第8条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び松本市下水道条例施行規程(平成10年下水道局管理規程第25号。以下「施行規程」という。)並びにこの規程その他管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 工事は、条例第12条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 工事の竣工検査後 1 年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等の緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第 9 条 指定工事店の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から 5 年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

(指定の更新申請)

第 10 条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、管理者の指定する期日までに指定申請書に必要書類を添付し、手数料を添えて管理者に提出しなければならない。

(指定の更新)

第 11 条 指定工事店の指定の更新については、第 5 条及び第 6 条の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第 12 条 指定工事店は、第 3 条の指定要件を欠くに至ったとき、第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 号若しくは第 6 号のいずれかに該当することとなったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに松本市下水道排水設備指定工事店指定辞退届（様式第 4 号）を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事店は、第 5 条及び第 10 条の規定により申請した事項に変更があったときは、直ちに松本市下水道排水設備指定工事店異動届（様式第 5 号。以下「指定工事店異動届」という。）を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第 13 条 管理者は、指定工事店から前条第 1 項の届出を受けたときは、指定を取り消すものとする。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は 6 か月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規程等に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が指定工事店として不適当と認めたとき。

3 前項の規定に基づく処分により指定工事店に損害が生じても、管理者はその責任を負わない。

(指定工事店の行う諸手続の代行等)

第 14 条 指定工事店は、条例第 2 条第 6 号に規定する排水設備設置義務者から排水設備の工事を請け負ったときは、条例及び施行規程の規定に基づき届出等の諸手続を代行できるものとする。

(工事の中止及び代執行)

第 15 条 管理者は、工事の施工方法が不適当と認めたときは、当該工事の施工中途において、その工

事の変更又は中止を命ずることができる。この場合において、指定工事店は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

- 2 前項の場合において、指定工事店は管理者が命じた指定期間内に変更又は復旧工事を実施しないときは、管理者においてその工事を代行し、その工事費用は、指定工事店が負担しなければならない。
(業務の調査等)

第16条 管理者は、必要と認めたときは、指定工事店の業務内容、材料及び帳簿等について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、当該指定工事店はこれを拒んではならない。
(責任技術者の責務等)

第17条 責任技術者は、下水道に関する法令並びに条例及びこの規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

- 2 責任技術者は、当該工事が完了した際に行われる管理者の検査に立ち会わなければならない。
- 3 責任技術者は、県内の他の営業所について兼任しても差し支えないものとする。

(責任技術者証の携帯)

第18条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公社への通知)

第19条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事項について公社の理事長に通知するものとする。

- (1) 条例及びこの規程に違反したとき。
- (2) その業務に関し不誠実な行為等管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。
- (3) 責任技術者が監理した排水設備工事の業務に関する行為に起因し、指定工事店が条例又はこの規程に違反したとき。

(公示)

第20条 管理者は、指定工事店に関し次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 指定工事店の代表者の異動、商号の変更又は営業所の移転に係る第12条第2項に定める指定工事店異動届を受理したとき。

- 2 管理者は、指定工事店の更新の申請期間を公示するものとする。

(事務連絡会)

第21条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に廃止前の松本市下水道指定工事店等に関する規則（平成8年規則第45号）の規定に基づいて交付されている責任技術者証は、この管理規程による相当規定に基づいて交付された責任技術者証とみなす。

(四賀村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

3 四賀村及び梓川村の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、四賀村下水道排水設備指定工事店規則（平成10年四賀村規則第17号）又は梓川村下水道排水設備指定工事店規則（平成13年梓川村規則第16号）（次項において「2村の規則」という。）の規定により指定工事店の指定を受けている者（松本市の下水道指定工事店に指定されている者を除く。）及び責任技術者の登録を受けている者（松本市の責任技術者の登録を受けている者を除く。）は、この管理規程の規定により指定工事店の指定を受けている者（以下「旧指定工事店」という。）及び責任技術者（以下「旧責任技術者」という。）の登録を受けている者とみなす。

4 編入日前に、旧指定工事店又は旧責任技術者がした行為に対する指定の取消し及び効力の停止に係る規定の適用については、2村の規則の例による。

附 則（平成12年3月31日上下水道局管理規程第2号）

(施行期日)

1 この管理規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法の規定による心身耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者以外の準禁治産者に関する本管理規程の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月1日上下水道局管理規程第17号）

この管理規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日上下水道局管理規程第1号）

(施行期日)

1 この管理規程は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正前の松本市水道事業給水条例施行規程、松本市都市計画下水道事業受益者

負担に関する条例施行規程及び松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式は、当分の間この管理規程による改正後の松本市水道事業給水条例施行規程、松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程及び松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式とみなす。

附 則（平成１７年３月３１日上下水道局管理規程第６号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定により使用されている様式は、この管理規程による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する管理規程の相当規定による様式とみなす。

附 則（平成２１年３月３１日上下水道局管理規程第４号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程第１９条の規定による登録有資格者は、この管理規程による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程第１９条の規定による登録有資格者とみなす。

附 則（平成２２年３月３１日上下水道局管理規程第６号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成２２年３月３１日から施行する。

（波田町の編入に伴う経過措置）

- 2 この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に、波田町排水設備指定工事店規則（平成６年波田町規則第２号。次項において「波田町規則」という。）の規定により指定工事店の指定を受けている者（松本市の下水道指定工事店に指定されている者を除く。次項において「旧指定工事店」という。）及び責任技術者の登録を受けている者（松本市の責任技術者の登録を受けている者を除く。次項において「旧責任技術者」という。）は、この管理規程による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の相当規定により指定工事店の指定を受けている者及び責任技術者の登録を受けている者とみなす。
- 3 施行日前に、旧指定工事店又は旧責任技術者がした行為に対する指定の取消し及び効力の停止に係る規定の適用については、波田町規則の例による。

附 則（平成２２年６月２８日上下水道局管理規程第１４号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程（以下「旧規程」という。）第2条第3号の規定による責任技術者は、この管理規程による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程（以下「新規程」という。）第2条第3号の規定による責任技術者とみなす。
- 3 この管理規程の施行の際現に旧規程第21条第1項の規定による責任技術者証は、新規程第2条第3号の規定による責任技術者証とみなす。
- 4 この管理規程の施行の日前に、旧規程第24条の規定により登録を取り消された以後の期間は、新規程第4条第2号の規定による期間に通算する。

附 則（平成25年3月15日上下水道局管理規程第2号）

この管理規程は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月20日上下水道局管理規程第5号）

この管理規程は、平成25年6月20日から施行する。

附 則（令和元年9月19日上下水道局管理規程第4号）

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式は、当分の間、この管理規程による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式とみなす。

附 則（令和6年3月8日上下水道局管理規程第24号）

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式は、当分の間、この管理規程による改正後の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式とみなす。

附 則（令和8年3月26日上下水道局管理規程第4号）

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正前の松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式は、当分の間、この管理規程による松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程の規定による様式とみなす。

年 月 日

松本市下水道排水設備指定工事店指定申請書

(新規・継続)

(宛先)松本市長

ふりがな 商号		
営業所の所在地	電話 ()	
代表者	住所	
	ふりがな 氏名	
責任技術者が複数の営業所を兼任している場合	(営業所)	(所在地)

(添付書類)

- 1 従業員名簿
 - (1) 役員名簿(身元証明書等を添付すること。)
 - (2) 責任技術者名簿(責任技術者証の写し、事業所選任の責任技術者であることを証明できるもの(雇用関係を証明する書類)を添付すること。)
 - (3) 排水設備工事に携わる従業員名簿
 - 2 決算報告書(最近2か年の決算に係るもの)
 - 3 資産調書(棚卸資産、機械器具を含めて作成すること。)
 - 4 登記事項証明書
 - 5 個人にあってはその住民票、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)又は特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し
 - 6 納税証明書(市内に事業所又は事務所を有しない工事業者(下記欄の記載への同意有無は問わない。)及び市内に事業所又は事務所を有する工事業者であって下記欄の記載に同意しないものは添付すること。)
 - *7 排水設備工事一覧表(最近2か年の決算に係るもの)
 - *8 会社経歴書及び事業内容説明書
 - *9 代表者履歴書
 - *10 営業所の位置図、平面図(見取図)及び外観写真
- (注) *印は、継続申請では、添付する必要がありません。

市税の納税状況の確認に係る同意書

松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程第5条に規定する指定の申請及び第10条に規定する指定の更新並びに第6条に規定する指定工事店の指定に当たり、市税(法人住民税又は代表者の住民税)の滞納状況を調査することに同意します。

氏 名

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

松本市下水道排水設備指定工事店証

松本市長

下記の者を、松本市下水道排水設備指定工事店等に関する規程第6条の規定により、松本市下水道排水設備指定工事店として、指定する。

指 定 番 号	第 号
指 定 工 事 店 名 (商 号)	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

松本市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

(宛先)松本市長

申 請 業 者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 指定工事店名 (商 号)	
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
	営 業 所 所 在 地	電話 ()
(理由及び経過説明) 		

(添付書類)

- 1 始末書(紛失した場合)
- 2 指定工事店証(き損した場合)

様式第4号(第12条関係)

年 月 日

松本市下水道排水設備指定工事店指定辞退届

(宛先)松本市長

申 請 業 者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 指定工事店名 (商 号)	
	ふ り が な 代 表 者 氏 名	
	営 業 所 所 在 地	電 話 ()
	理 由	

(添付書類)

指定工事店証

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

松本市下水道排水設備指定工事店異動届

(宛先)松本市長

指定番号
指定工事店名
代表者氏名

異 動 事 項	
新 (変更後)	
旧 (変更前)	

(添付書類)

指定申請書に準じる。

様式第1号（第5条、第10条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第12条関係）

様式第5号（第12条関係）